

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

令和6年2月27日

総務大臣 松本 剛明
文部科学大臣 盛山 正仁
農林水産大臣 坂本 哲志
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 伊藤 信太郎 殿

福島県耶麻郡猪苗代町長 二 瓶 盛 一
（ 公 印 省 略 ）

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：長瀬地区棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

長瀬地区の棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

・生産性の向上

生産性を向上させるため、畦畔にカバークロップや景観作物を植栽することで、協議会の構成員を中心とした農家等が共同で実施する草刈作業を 3 回から 2 回に減少させる（令和 4 年共同草刈作業実施回数 下館・志津集落：3 回、白津集落：3 回）。（下館・志津集落、白津集落）

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

棚田周辺に設置している電気柵の下草刈等による里山の手入れを行うことで、有害鳥獣の隠れ場所を減らし、農作物の被害額を 5 % 減少、または被害面積を 5 % 減少する（令和 4 年猪による畦畔等の掘り起こし等による鳥獣被害額 下館・志津集落：119,427 円、白津集落：1.5a）。（下館・志津集落、白津集落）

・良好な景観の形成

令和 6 年までに、棚田周辺の畦畔にカバークロップや景観作物を植栽し、棚田の景観を保全する（下館・志津集落：カバークロップ 0a → 5a、景観作物 0a → 5a、白津集落：カバークロップ 0a → 5a、景観作物 0a → 5a）。（下館・志津集落、白津集落）

景観作物の定植や水路の掃除等の協議会の構成員と中心とした農家が共同で実施する活動に年間 4 回以上取り組み、棚田の良好な景観を保全する（令和 4 年 下館・志津集落：3 回、白津集落：3 回）。（下館・志津集落、白津集落）

・伝統文化の継承

集落で保全している桜が開花する時期に行われるそばと桜祭りや、毎年 11 月に猪苗代町内全域で開催されるそば祭りにて、棚田で生産されてきたそばを提供することで、そば栽培、そば打ちの伝統文化の継承を図る。（下館・志津集落、白津集落）

・棚田における農村関係人口の創出・拡大による景観の保全

令和 6 年までに、棚田の草刈り等の保全作業に取り組む人数を 1 名増加させる（令和 4 年の地域外からの保全活動参加人数 下館・志津集落、白津集落：0 人）。（下館・志津集落、白津集落）

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興

長瀬地区の棚田の周辺に、棚田地域の紹介や棚田での記念写真撮影スポット等の案内看板を1か所整備し、集客の向上を図る（現状の案内看板設置数 下館・志津集落、白津集落：0か所）。（下館・志津集落、白津集落）

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・ 生産性の向上

- 畦畔にカバークロップや景観作物を植栽する。（下館・志津集落、白津集落）

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 自然環境の保全・活用

- 棚田地域周辺に設置した電気柵の下草刈等の里山の手入れを行い、有害鳥獣の隠れ場所を減らす。（下館・志津集落、白津集落）

- ・ 良好な景観の形成

- 景観作物の定植や水路の掃除等の共同活動を年間4回以上取り組む（令和4年3回）。（下館・志津集落、白津集落）

- 棚田の畦畔にカバークロップ（センチピードグラス等）や景観作物（コスモス等）を植栽する。（下館・志津集落、白津集落）

- ・ 伝統文化の継承

- 旧長瀬村内で開催されるお祭りにて、棚田で生産されたそばを提供する。（下館・志津集落、白津集落）

- ・ 棚田における農村関係人口の創出・拡大による景観の保全

- 県が運営する農村関係人口創出のためのマッチングサイトを活用し、地域外住民と協議会の構成員を中心とした農家等が共同で草刈り等の保全作業を行う。（下館・志津集落、白津集落）

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興

- 棚田の紹介や棚田での記念写真撮影スポット等の案内看板を1か所整備する。（下館・志津集落、白津集落）

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名
長瀬地区棚田協議会は猪苗代町、農業者、農業者団体、地域住民で構成。
参加者の名称又は氏名については、別添 5 の別紙のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項
なし